

News Paper



フクシマ連帯キャラバンとして、福島県の浪江町津島地区を訪れた。そこは福島第一原発から30km以上離れていたにもかかわらず、風向きによって放射線量が高くなり、避難を強いられた地域だ。事故当初は、原発付近から避難してきた人々を受け入れる地域として奮闘した。住民がもともと1400人程度の地域に、最大で1万人近くが避難をしてきた。着の身着のまま避難してきた人々を受け入れることに奔走していた住民は、事故発生直後に不足した情報によって、正しく伝えられなかった情報によって、より一層混迷を極める状態になっていった。

津島地区は戦後、満州からの引き上げやシベリア抑留から戻った人たちが一から開墾し、切り開いた土地だ。荒れた大地を開墾し、厳しい寒さにも耐えながら、自分たちの力で切り開いた「ふるさと」。生活が苦しかった時期を耐え、ようやく安定して暮らせる地域となってきたはずだったが、目に見えない放射線の影響によって戻ることもままならない。不条理、ただただ不条理に思う。原発さえなければ…。同じ過ちを繰り返さないためにも、原発はいらない！と力強く声をあげる、フクシマ連帯キャラバンに参加した若い世代とともに、私たちはこれからも、粘り強く訴えていく。

もくじ	さまざまな人との出会いが社会を変える	幹部自衛官らの靖國汚染……………6
	ピースボート共同代表 畠山澄子さんに聞く…2	「能登半島地震からもういちど考える原発のこと」 ……8
	辺野古埋立承認代執行を受けて……………4	国策に揺れる村一六ヶ所……………8

さまざまな人との出会いが社会を変える

ピースボート共同代表 畠山澄子さんに聞く

はたけやま すみこさん プロフィール 国際交流 NGO ピースボートの共同代表。広島・長崎の被爆者と世界をまわる「ヒバクシャ地球一周～証言の航海～」(通称：おりづるプロジェクト)、船を使った教育プログラム「地球大学」など、幅広く担当しています。NGO 活動をしながら勉強・研究を続け、科学技術史の博士号を取得。

―畠山さんがピースボートにかかわるきっかけというのは

2008年のクルーズに乗船したのがピースボートにかかわる一番最初です。動機は単純で単に地球一周したかったこと。それに通訳のボランティアとして乗船したら船賃タダとなる仕組みがあって、私は高校卒業したてで大学に行く前だったんですけども、海外留学を終えたタイミングもあり、ちょっと背伸びをしたのかもしれませんが、通訳として応募したら採用してもらいました。

ピースボートで働いているスタッフは基本的に、何かしらのきっかけで1回船に乗って、それが唯一の採用条件というか、公募とかあんまりしてなくて、船に乗ったことがある人で興味がある人がスタッフになっていくという仕組みになっています。

この最初の船旅が、ピースボートの25周年のクルーズで、広島・長崎の被爆者の方100人を招待して証言の航海をするものでした。被爆者の方たちが各地で証言するときに通訳をしたのですが、実はそれまでは被爆証言を聞いたことは一度もなく、被爆者の方にお会いしたこともありませんでした。学校のお勉強のなかで広島・長崎のことは知っていましたが、被爆者の方がたと4か月近く一緒にいて、語られる壮絶な証言に大変衝撃を受けました。

被爆者100人のなかには、これまで全く証言したことがないという人もいれば、30年以上活動している人もいて、その両方の方がたに感銘を受けたというか、60歳、70歳になるまで一切自らを被爆者ということと言えなかった人がいること自体がすごく衝撃的で、被爆の悲惨さを物語っているなど感じましたし、一方でサーロー節子さんや今年100歳を迎えられた在ブラジルの森田隆さんなど、その時にお会いしたのですが、そうした方がたは長年にわたって、一つのテーマを人に訴え続けるという活動を続けている。

被爆者の方がたとの出会いが、社会課題というものは机上で勉強するだけではなくて、行動していくものなのだということを、その時は言葉にはできなかったのですが感じて、核兵器廃絶を訴える、この被爆者



の人たちが命をかけていることに貢献できることがあればやってみたいと思ってピースボートのスタッフになったんですよ。

―ピースボートではどのようなことを担当されているのですか

最初の5、6年は核兵器廃絶のことだけやらせてもらうプロジェクトの担当者として働いていましたが、今も「おりづるプロジェクト」といって広島・長崎の被爆にかかわっていますし、「地球大学」ということもしています。

「地球大学」というのは、若い人たちがいろんな地域から来て学びを共にできる仕組みが欲しいなと思って、2014年から始めたものです。いろんなところから集まった若い人たちが、一緒に旅をしながら、同じものを見て、国境がない船の上でみっちり話し合う。同じもの見ても全然違う感想が出てくるんですよ。そして「アクションチャレンジ」といって、自分で何かイベントを考えて、乗船しているお客さんに向け、募金活動するのもいいですし、自分の得意の分野でミュージックライブでもいいから、何か自分がやってみたいと思うことを形にすることをやりました。このプロジェクトは国内外の大学と提携ができて、資金と単位をもらえるという素晴らしい仕組みになっています。ただ残念ながらコロナ禍で中止となっていて、今年再開できるか検討中です。

―このとりくみは魅力的ですね。私たちの活動では若い人へのアプローチがなかなか難しく、ともすれば若い人と言いながら押し付けになってしまうことがあります。

ピースボートは40年続いているので、スタッフの年齢も幅広く、若い人がたくさんいるのですが、長い人もそれなりにいます。そうするとやはり経験のある人の方が意思決定にかかわりやすいところがあります。ただピースボートが面白いのは、船に乗っている人が大事で、その人たちがいないと回らないのです。そうすると責任とか意思決定というのは部分的にはあるのですが、ここはあなたに権限があるよと渡してしまうこともいっぱいあります。

たとえば、引きこもりだった20代の若者がスタッフにいました。洋上でフリースクールを作りたいと、「ピースボートグローバルフリースクール」を立ち上げました。お子さんがいる30代のスタッフは、子どもを預ける場所がなければ船に乗れないと、「ピースボート洋上保育園」を立ち上げています。失敗するか成功するかわからないところもあるけれど、権限委譲というか、若いスタッフに関して、「やってみよう」という土壌はあると思います。若いスタッフが考えたプログラムが結構あって、それに参加する若い人たちにとってもいい経験になっていると思います。

ピースボートはNGOでありながら、お金を払って乗船する人たちがいて、サービス業のようなところもありますよね。お客さんの期待に応える、お金を払ってでも乗りたいという学生、若い人たちが出てこなければプログラムは良くなりません。

―ピースボートの仕事でどのようなことを実現したいと思っていますか

ピースボートが始まったところは日本の人ばかりで、ここ10年位は、中国、韓国、東南アジアなどいろんな国・地域の人が乗る船になってきています。1500人位乗ると2～300人は日本人以外の方ですね。

東アジアの人たちと約4か月間、共同生活、共通の体験をして、言葉にすると、「友だちになれる」ということを示していると思っています。

今の社会、一番大事な隣人との関係がすごくおろそかになって、お互いにステレオタイプで見えていますよね。「日本人は」、「中国人は」、「韓国人は」何々だ、みたいになっていて。ピースボートでも「中国人はうるさい」と言っていた人が、3か月半一緒に過ごすうちに、日本人でもうるさいのはいるし、中国人でもおとなしい人がいるとわかってくるし、麻雀とかダンスなど共通の趣味で、国を越えて友情が深まるということもよくあります。日本に帰国してからニュースを見たりして、「中国が・・・」というような報道があっても、私が出会った中国の人はそうじゃなかったよねとか、台湾有事と言っても、中国の人も台湾の人とも一緒に旅をして仲良くなって、そこで何かあってほしくない、止めたいとやっぱり思うし、ましてやそのために私たちが武器を持つなんてやっぱり違うよなと思いますよね。東アジアの国家レベルでものを見てしまうと、緊張関係ばかりが強調されるなかで、いや、そ

うじゃないというのを具体例で示せるように船旅を一つ一つ成功させていくというのが私のミッションかなと思っています。

―いろいろな国の人たちと直接的な交流を通して理解を深めていくことは大切なことですね。日本のなかで社会的な運動をしていると、例えばデモの参加者と沿道にいる人との距離を感じたりしますし、運動を進めている仲間うちでも、緩やかにつながればいいのに、はっきりさせ過ぎるといふか、つながりを断ってしまう場面が、これまでの運動の歴史、今でもありがちです。

それは私もピースボートをやりながら学ばせてもらったことですが、いろんなバックグラウンドが違う人とか、文化圏が違う人が集まりますよね。そこでグレーゾーンを白黒はっきりさせないでおくというのは意外と大事です。ルールを作り過ぎないというか、最低限こだけ一点でいこうよねとか。ルールで縛るのが一番楽だけど、突拍子もないアイデアが出てくることって、ルールから微妙に乗ってきていないところから生まれてきます。ぎりぎりのルールを守って、奇想天外な発想とかを発揮できる環境をいかにつくっていくかが課題ですね。

―ピースボートのこれから先10年を、畠山さんほどのように描いていらっしゃいますか

半分くらいは若い人に乗ってもらえるようになるともっと楽しいだろうなと思いますね。それとボランティアセンターがいろんな国にできていって、もっと国際交流ができればと。実は最近、台湾にピースボートセンターができて、日本からポスター張り研修に行くという交流も始まっています。また様々な課題に当事者としてかかわっている人にも乗船してもらいたいです。これはもともとのピースボートの強みですね。今度の船では、ウクライナのユースや気候変動の問題について小島嶼国から参加します。そうした当事者たちが声を挙げているんだから、私たちが声を挙げないとねと思いたくなるような出会いをどんどん作り出していきたいなと思います。

私自身も被爆者100人の方がたと一緒に旅をした時に感じたことが始まりでした。あまり細かいことは気にせず、そうした出会いをする人が増え、広がっていけば、自ずと景色も変わっていくだろうなと思うんですね。

―景色を変えることが目的ではなくて

そうですね。たぶん長く続いている運動であればあるほど、定期的に集会をやるとか、署名、デモをやるとか、息をするようにやっていると人たちがいる。でもこうした人たちと同じレベルで重要性を感じられない人が大多数であるわけですよね。社会的な課題についても、問題はこういうことなんだと感じられる機会をつくっていくこと、これが私たちの課題だろうなと思います。

辺野古埋立承認代執行を受けて

弁護士 加藤 裕

1 はじめに

辺野古新基地建設のための公有水面埋立変更承認申請を巡る係争は、国交大臣による代執行訴訟の2023年12月20日福岡高裁那覇支部判決、これを受けた同月28日の国交大臣による変更承認代執行処分、そして2024年2月29日最高裁上告不受理決定によって、一つの節目を迎えることとなった。これにより、新基地建設阻止のための取り組みは、新たな段階に移行していかなければならない。

2015年10月の翁長知事による埋立承認処分取消に始まった沖縄県と国との間の係争は、訴訟だけで14件に及んだ。その中から変更承認をめぐる係争をおさらいすることから、いかに政府が地方自治を踏みものにじり、法を歪めてきたのかについて、概観する。また、訴訟以後の取り組みで必要なことについても言及したい。

なお、沖縄県が当事者となっている訴訟は、現時点で2件残っている。一つは、埋立変更不承認処分を取り消した国交大臣裁決の取消を求める抗告訴訟（行政訴訟）の控訴審であり、もう一つは、大浦湾側のDEHN地区等でのサンゴ類採捕許可処分をせよという農水大臣の是正の指示の取消を求める関与取消訴訟の上告審である。

2 変更不承認処分をめぐる地方自治の破壊と法の歪曲

(1) 変更不承認処分をめぐる経過

変更不承認処分をめぐる一連の経過は次のとおり。

2020/04/21 沖縄防衛局：埋立変更承認申請
2021/11/25 玉城知事：埋立変更不承認処分
2022/04/08 国交大臣：埋立不承認取消裁決（行政不服審査法）
2022/04/28 国交大臣：埋立変更承認の是正の指示（地方自治法）

行政不服審査は、国民が行政処分からの救済を行政機関内で簡易迅速に求められる手続であるところ、沖縄防衛局は、不利益処分を受けた事業者としてこれを申し立て、国交大臣が申立を認容した。しかし、審査法では、国交大臣は知事の承認処分を取り消すことしかできない定めになっており、自ら承認処分ができない。これに対して、地方自治法に基づく主務大臣による知事に対する是正の指示には何ら制約がない。このため国交大臣は、裁決で不承認処分を取り消すのに合わせて、自治法にもとづいた「是正の指示」によって知事に承認処分を命令してきたのである。

(2) 訴訟の概観

変更承認をめぐる提訴された訴訟は次の4件で

ある。

① 沖縄県が国交大臣裁決の取消を求めた抗告訴訟（行政訴訟・係属中）

② 沖縄県が国交大臣裁決を違法な国の関与として取消を求めた訴訟

③ 沖縄県が国交大臣による是正の指示を違法な国の関与として取消を求めた訴訟

④ 国交大臣が沖縄県に変更承認処分を求めた代執行訴訟

（②～④は、自治法で特別に定められた国と地方自治体間の訴訟）

(3) 訴訟であらわになった問題

これらの訴訟では、法を濫用した国の横暴とそれを追認する司法の姿が凝縮されて明らかとなった。

i そもそも埋立承認処分を受けた国の機関である沖縄防衛局が行政不服審査請求により大臣に救済を求めることができるか、である。審査法は「国民の権利利益の救済」を目的としており、国が公的な資格で審査請求することできないとされている。しかし、裁判所は一連の訴訟で、埋立承認処分を受ける国は、埋立事業を行う限りにおいて私人と同一、としてこれを容認した。ところが、埋立法の以前の行政解釈では、国が特権的な地位にあり私人とは異なるという前提で運用されていたのであり、集団的自衛権行使容認と同様、政府の都合に合わせた解釈変更が行われたのである。

ii 次に、もともと自治体が行う個別の行政処分については、処分の相手方が審査請求や訴訟で争うことが想定されており、当事者とは別に大臣が上から自治法に基づいた指示などをなすことは想定されていなかったはずである。個人が自治体から不利益処分を受けたときに、その個人が何もしなくても大臣がパトロールをして自動的に救済してくれる、ということがありえないのは容易に想像できるだろう。これをやったのが辺野古なのである。国が事業者として、あるいは主務大臣として、都合良く立場を使い分けて地方自治を押しつぶす権限濫用が目前でなされたのに、裁判所はこれから目を背けた。

iii 憲法上、国と自治体は異なる行政主体である。したがって自治体の判断を国が覆したときには、その法的紛争について、自治体が司法判断を仰ぐ機会が不可欠である。しかし、①の訴訟で裁判所は、司法は私人の救済を図る機関だから特別規定がない限り自治体が公益を根拠に訴訟を起こすことはできないとした。最高裁の従来からの考え方であるが、ドイツやフランス、アメリカでは自治体が地域の公益の代表者として広く裁判を起こすことができること

と比較して、個人の権利利益に収斂しない地域共同体の利益の保護が極めて劣悪なままであることが確認された。

iv ③の訴訟の2023年9月4日最高裁判決は、変更承認申請が埋立法の要件を充足しているとした国交大臣による「是正の指示」について、その内容審査をして適法性を判断すべきであったのにこれを回避した。いわく、国交大臣は審査請求の裁決で知事の不承認処分を取り消しており、知事はこの裁決に拘束されるのだから、知事の不作為は違法で、もはや埋立法の要件充足性を審査する必要がないというのである。③の訴訟は、自治法による「国の関与訴訟」の一環であり、国と自治体に係争が発生した場合には、地方自治を尊重するために第三者機関である司法が中立的にその適否を判断しようという制度として構築された。それにもかかわらず、知事による処分に対しては、大臣は裁決で取り消した上で自治法による指示をしさえすれば、司法はその内容の適法性を審査する必要がなくなるのである。これは自治法の関与制度の趣旨を完全に損なうものである。さらにこの帰結は、審査法では、大臣は処分の取消裁決をすることはできても特定の処分を自ら行ったり命ずることはできない、とされている趣旨も否定するものである。自治法と審査法の併用により、司法審査もなく大臣が自治体に特定の処分を命じうるといふ、両者の制度を無に帰する結果を導いたのだ。

v そして、代執行訴訟(④)である。

仮に知事に違法があったとしても、国がその権限を奪って代執行できるためには、他に方法がないこと、公益侵害が著しいことといった厳しい要件が課されている。それだけ自治体の主体的な判断を重く見ているのが自治法なのだ。これに対して、高裁判決は、「辺野古唯一」を前提に、事業が進まない「公益侵害」のみをとりあげ、地方自治の尊重、民意、そして辺野古の必要はないという公益の存在をすべて無視した。2月29日の最高裁上告不受理決定は、高裁がこのような地方自治軽視、事業者偏重の明らかに誤った「公益」解釈をしたにもかかわらず、審理する価値がない、としたのである。

vi 一連の判決は、結果として、自治体が地域の利益を考慮してなした法定受託事務の行政判断について、恣意的に国が覆滅させることができ、なおかつこれを司法という第三者機関で公正中立な審査を受けることさえも能わないという事態を生じさせたのである。地方自治がその魂を抜き取られることになったのである。

3 今後の取り組みについて

(1) 住民らの訴訟

知事が有している権限を用いた法廷闘争が一区切りついたとしても、これで辺野古新基地を止めることができなくなったわけではない。その一つが、住

民らが国を相手取って提訴している行政訴訟である。これは現在次の3件が係属中である(①は福岡高裁那覇支部、②と③は那覇地裁)。

① 埋立承認処分撤回を取り消す国交大臣裁決の取消を求める訴訟

② 埋立変更不承認処分を取り消す国交大臣裁決の取消を求める訴訟

③ 国交大臣による埋立変更承認の代執行処分の取消を求める訴訟

これらの訴訟は、住民らに原告適格があるのかという入口論が大きな法的争点として立ちはだかっているが、これを乗り越えれば、国交大臣の処分の内容の適法性を裁判所が審査することができ、これら訴訟の重要性は高まっている。

(2) 辺野古の問題をどのようにして市民に広げるか

そして最も大切なことは、「辺野古」を国政の中心課題の一つに押し上げることである。検察庁法改正問題では、一見地味な課題であるにもかかわらず市民の怒りが一気に拡大した。自民党の裏金問題がここまで政治を揺るがすとは当初想像できただろうか。また、数十年の時を経てようやく経団連でさえも夫婦別姓の必要性を言及するようにもなっている。現在辺野古は「終わった問題」、「沖縄の問題」と後景に追いやられているが、それを中心に戻すことである。

沖縄の基地負担が過重であるというのは中心的な問題点である。しかし、それは沖縄に関心のない人々には、気の毒ですね、というだけに終わってしまう。いろいろな切り口で広げていくことが大事だ。戦争の不安を感じる人々に対しては、滑走路がオーバーランを含めても1800mしかない新基地は、海兵隊の回転翼輸送機基地であり、ミサイル攻撃が想定される中で役立たずであること、米軍は前線に固定基地を置いて戦う戦略から転換しつつあることなど、軍事上も合理性が乏しいことを重ねて訴えるべきだろう。平和問題に関心がなくとも、9300億円という膨大な費用見積もりさえ甘過ぎであり、それどころか完成する見込みも乏しく、税金をドブに捨てるようなもの、このような無駄な巨大プロジェクトでいかに血税が無駄に使われて誰も責任をとってこなかったこと(高速増殖炉もんじゅや六ヶ所村再処理工場など)を知ってもらおうのだ。環境破壊に胸を痛めている人々には、コウノトリやトキの再生という生物多様性の回復が人の生活になぜ不可欠なのかということと同様にジュゴンを初めとした海洋の生物多様性を保全することが子どもたちの未来に不可欠であることを心に留めてもらうのだ。今まで届かなかったところに声を届ける工夫が大事だと思う。

(かとう ゆたか)

幹部自衛官らの靖國汚染 政教分離だけで聖戦史観批判まで踏み込まないメディア・宗教者らの怠慢 戦争をさせない1000人委員会事務局長 弁護士 内田 雅敏

陸上幕僚副長らの靖國集団参拝

1月9日、小林弘樹陸上幕僚副長（陸将）が自ら委員長を務める「航空事故調査委員会」の委員ら数十名の自衛隊幹部らと共に靖國神社を参拝した。小林副長らは公用車を使用していた。

小林副長らは、時間休を取っての「私的行為」であると弁明するが、「私的行為に」公用車を使用することはありえない。参拝に際しては陸自の担当部署が実施計画書を作成していた。

防衛省は、「宗教の礼拝所を部隊で参拝したり、隊員に参加を強制したりしてはならない」とした1974年の事務次官通達に抵触する可能性があるとして調査を開始した。こうした参拝は今回が初めてではないようだ。

1月26日、防衛省は、小林副長らの参拝は私的行為であり前記通達に反しない、但し、公用車の使用は不適切であったとし、小林副長ら3名を「訓戒」処分とした。身内に大甘な処分だ。「事実関係に基づき厳正に対処する」（木原実防衛相）としていたのではなかったか。

政治資金裏金事件の顛末と同様納得できない。自衛隊「制服組」に対する防衛省「背広組」のシビリアンコントロール（文民統制）が機能しなくなっているのではないか。

海上自衛隊幹部（候補生）らも集団で靖國神社参拝

2023年5月17日、海上自衛隊遠洋練習航海部隊の指揮を執る練習艦隊司令官・今野泰樹（やすしげ）海将補以下、一般幹部候補生過程を終了した初級幹部等165名が、航海に先立ち靖國神社に「正式参拝」した（靖國神社社報『靖國』令和5年7月）。

参拝した自衛官らは制服を着用し、官用バスを使用した。会見した酒井良海上幕僚長は、参拝は強制でなく、「問題視しておらず、調査する方針はない」と述べる。「特攻志願」等、旧軍には「強制」の「語」はなかった。自衛隊も旧軍の「伝統」を踏襲しているようだ。遠洋練習航海部隊幹部候補生らの靖國神社参拝はこの年だけではなかった。

3月6日、防衛省の三貝哲人事教育局長は「自衛官が制服着用して私的に参拝することに問題はなく事務次官通達に反しない」、「自衛官は自衛隊法などにより常時、制服を着用しなければならない」等々答弁した（3月7日付共同配信）。

前述した陸幕副長らの靖國神社参拝に対する対応と同様、泣きたくなるような「制服」に付度した「背広」の卑屈な態度だ。

問題は政教分離原則違反だけではない

1月13日付朝日新聞社説は、「陸自靖國参拝 旧軍との『断絶』どこへ」と題し、「憲法が定める『政教分離』の原則に抵触するというだけではない。侵略戦争と植民地支配という戦前の『負の歴史』への反省を踏まえ、平和憲法の下で新たに組織された自衛隊の原点が風化しているのではないかと疑わせる振る舞いではないか。・・・この機会に、陸自にとどまらず、自衛隊全体として靖國神社との関係を徹底的に点検すべきだ」と述べる。

そう、幹部自衛官の靖國神社参拝は単に「政教分離原則」に抵触するだけに留まらない。

小泉純一郎首相〈当時〉は、靖國神社参拝を批判された際、日本国内で日本の首相が行けないところはどこもないと嘯き、伊勢神宮の参拝は批判されないのに、どうして靖國神社の参拝だけが批判されるのかと居直った。前段部分について「在日米軍基地にも自由に入れるのか」と突っ込みを入れたくなるが、問題は後段部分だ。

首相の伊勢神宮参拝も憲法20条の規定する政教分離原則に抵触する違憲な行為である。しかし、日本社会で首相の伊勢神宮参拝は靖國神社参拝ほどの批判を受けてはいない。もちろん韓国、中国等からの批判もない。批判したら内政干渉だ。中国、韓国等が批判するのは靖國神社参拝についてだ。首相らの靖國参拝には政教分離違反に留まらない重要な問題がある。

靖國神社発行「やすくに大百科 私たちの靖國神社」は述べる。「……日本の独立と日本を取り巻くアジアの平和を守っていくためには悲しいことですが、外国との戦いも何度か起こったのです。明治時代には『日清戦争』『日露戦争』、大正時代には『第1次世界大戦』、昭和になっては『満州事変』、『支那事変』そして『大東亜戦争（第2次世界大戦）』が起きました。戦争は本当に悲しい出来事です。日本の独立をしっかりと守り、平和な国として、まわりのアジアの国々と共に栄えていくためには、戦わなければならなかったのです」。

A級戦犯合祀に象徴されるように靖國神社は現在もなお日本の近現代における戦争をすべて正しい戦争であったとする「聖戦史観」（大東亜戦争史観）に拠って立つ。

「聖戦史観」を可視化しているのが靖國神社付属の遊就館だ。そこでは近・現代史がつまみ食いの改竄され展示されている。

靖國神社遊就館の展示室15（大東亜戦争）の壁

に「第二次世界大戦後の各国独立」と題したアジア、アフリカの大きな地図が掲げられ、以下のような解説が付されている。

「日露戦争の勝利は、世界、特にアジアの人々に独立の夢を与え、多くの先覚者が独立、近代化の模範として日本を訪れた。しかし、第一次世界大戦が終わっても、アジア民族に独立の道は開けなかった。アジアの独立が現実になったのは大東亜戦争緒戦の日本軍による植民地権力打倒の後であった。日本軍の占領下で、一度燃え上がった炎は、日本が敗れても消えることはなく、独立戦争などを経て民族国家が次々と誕生した。」

「大東亜戦争」は侵略戦争でなく、植民地解放のための戦い、聖戦だったとする。そして戦後独立したアジアの各国について、独立を勝ち取った年代別に色分けし、彼の国の指導者、例えば、インドのガンジー氏などの写真が展示されている。ところが日本の植民地であった台湾、韓国、朝鮮「民主主義人民共和」国については色が塗られてなく、彼の国の指導者の写真も展示されていない。ただ、朝鮮半島については南北朝鮮につき小さな字で、1948年成ると書かれているだけだ。「大東亜戦争」が白人の植民地支配からのアジア解放の戦いであったとするならば、朝鮮、台湾の植民地支配はどう説明されるのか。日露戦争の「勝利」によって朝鮮の植民地化が加速されたのではなかったか。

台湾、朝鮮だけではない。前記地図ではフィリピンとミャンマーの独立が1943年と記述されている。日本軍の占領下で独立がなされたとしている。フィリピン共和国の独立は1946年3月、ビルマ(ミャンマー)共和国の独立は1948年1月である。遊就館の展示は、自国の歴史の改竄だけでなく、他国の歴史の改竄までする。靖国神社の現在の歴史認識が1945年8月15日以前と変わっていないことに驚く。

日本の近・現代におけるすべての戦争を正しい「聖戦」であったとする、世界に通用しない、また国内の歴代政権の公式見解に反する存在である靖国神社に、強力な殺傷兵器を装備し、相手の殲滅を目的とし、政治学では「暴力装置」〈マックス・ウエーバー〉と称され、最も厳しく憲法、法令順守が求められる自衛隊という「実力組織」が組織的に参拝しているという事実こそ大問題だ。何故メディア、宗教者らは、政教分離原則違反だけでなくこのことについてこそ語らないのか。

前記朝日新聞社説も「『政教分離』の原則に抵触するというだけではない」と述べているではないか。

大塚海夫元海将が靖国神社の宮司に

4月1日、大塚海夫元海上自衛隊海将が靖国神社の宮司に就任した。幹部自衛官への靖国汚染は我々の想像を超えるものがあるようだ。

大塚海夫元海将は「靖国」(令和6年2月)で語る。「国の為に散華された英霊の御心について深く考えるほどに、今日、日本が存在していただけること自体、明治維新以降の英霊の尊い献身無くしてはあり得ないとの確信が、英霊に対する感謝の念を深めた」、「日本の『軍人魂』についてきちんと説明する必要が生じ、多くの外国人を靖国神社に連れて行った。どこの国の軍人でも、到着殿で宮司の説明を拝聴し本殿で参拝すると、一様にその空気に圧倒され、畏怖の念を抱き、日本滞在で最高の経験だと口にするのが常であった。英霊に近い立場にある世界の軍人達は皆、靖国神社の意義をよく理解し、祖国のために命を捧げた英霊に最大限の敬意を表す。そこにはいわゆる『戦犯』への違和感はなかった。旧連合軍人でさえ、『戦犯』が政治的犠牲者であることに理解を示した」。暁星小・中・高校、そして防衛大学卒、将官というこの「エリート」は、一体何を学んで来たのか。

軍隊には、戦死者を「護国の英霊」として祀り、称える顕彰(兵士の再生産)装置、靖国というナラティブ(「物語(ストーリー)」)が不可欠なのだ。

先の戦争の性質いかんにかかわらず、国民を戦争に駆り立てたのだから、「戦場ニ死シ、職域ニ殉ジ、非命ニ斃レタ」戦没者を国家が追悼するのは当然だ。しかし、海没した兵士、餓死した兵士、非業無念の死を強いられた死者たちは、「大東亜共栄圏」の「虚構」の共犯者であり、今なおその「虚構」を維持し続けている靖国神社に「護国の英霊」として祀られることを望んでいるだろうか。

岩田清文元陸上幕僚長も「靖国」(令和5年11月号第820号)で「自衛官は靖国に祀られるか」と題し、「昨年12月に閣議決定した安全保障関連三文書においても、強い危機感が示され、戦争を抑制するための具体化が進んでいる。その中において、自衛官が戦死した場合の様々な処遇等を検討するとともに、死後における慰霊の在り方についても、静かに議論を深めていくべきである」、「(自衛)隊員の死後、どこに葬るかは士気にもかかわる極めて深く重要な問題である」と語る。琉球列島を軍事要塞化し、いよいよ「靖国再稼働」(鎌田慧)をさせるのか。

追記 将軍たちは去ったが参謀たちは残った

陸上自衛隊第32普通科連隊の公式アカウントに「大東亜戦争最大の激戦地硫黄島」と記載がなされていたことが明らかとなった。「大東亜戦争」=「聖戦史観」、敗戦により旧軍の将軍たちは去ったが参謀たちは残った。残った参謀(佐官クラス)たちが、自衛隊の幹部となり、旧軍の聖戦史観=大東亜戦争史観と対米従属を見事に「調和」させて自衛隊を生成、肥大化させてきた。(うちだまさとし)

〔本の紹介〕

「能登半島地震からもういちど考える原発のこと」

発行：認定特定非営利活動法人 原子力資料情報室

「地震が多い日本に原発はいらない」ということは理解できるし、みんなも言っているからそうなのだろう…けど、どうして？原発の代わりはどうか？といういまさらな部分を、用語解説を含めて平易な文章で書いてある新しいパンフレットを紹介します。さらに、「ところがどっこい」など、口語的な表現が使われている点も、読みやすいと感じるところ。

冒頭では、「福島原発」問題を導入として、原子力発電の定義について書いてあります。その表現は具体的であり、頭の中で「熱が反応」し、「溶けて」「散らばる」というようなイメージさえもできる簡単な書きぶりです。

パンフ構成の中心となるのは、2024年1月1日に起きた能登半島地震についてであり、地震の分布図、活断層図、志賀原発の上空写真、過去に電力会社が配布した「原発計画の安全性を示す」チラシなど、文字だけでなくそれぞれの図を見比べながら読み進められる工夫がされています。

能登半島地震が起きた後に、復興まで時間がかかっている原因とされた通行不能となった道路についても然り。原発問題で当然のように使われる「地

域防災計画（原子力災害対策編）」「PAZ（予防的防護措置を準備する区域）」「UPZ（緊急防護措置を準備する区域）」などの専門用語も、図を見比べられるようにすることで、難しい言葉と感じることなく、素直に「そりゃ危ないよね」と捉えることができます。

原子力発電で燃料を燃や

した後に残る「高レベル放射性廃棄物」、いわゆる「核のゴミ」の問題についても、「政府のいい加減さ」が一目瞭然でわかる解説がされています。だからこそ、「これではだめだ」と自分の中に一つ答えを持つことができます。

特に「日本を救った反対運動—珠洲原発計画」部分では、「反対運動」がその地域を救った事実があることが書かれており、私たちの背中を押してくれるはずですよ。

難しい専門書に身構えるより前に、まず手にしてほしいパンフレットです。

なお、テーマ別・専門的なことは、原水禁が発行するブックレット『どうする？核のゴミ』シリーズをご覧ください。 （はしもとまゆ）



WE INSIST!

国策に揺れる村—六ヶ所

学生時代（1974年～1978年）、北海道の実家に帰省するのに上野駅から夜行列車に乗った。ごった返す年末の上野駅、啄木は「ふるさとの訛りなつかし停車場の人ごみの中にそれを聴きにゆく」とうたった。井沢八郎の「あゝ上野駅」（1964年）石川さゆりの「津軽海峡・冬景色」（1977年）を思い出す。家族への土産なのか、いっぱい荷物を持った出稼ぎ帰りの男達が乗り込んでくる。それまでの仕事の疲れと、無事に仕事を終えた安堵と、家族に会えるのだろう少しの喜びがない交ぜになった顔、その全てを飲み込んで上野駅はいつも寂しかった。

この4月、反核燃全国集会で六ヶ所村を回った。青森市街から陸奥湾沿いを通り、下北半島の付け根を横断して太平洋へと抜けた所が六ヶ所村だ。こぎれいな建物が並ぶ町並み、しかし、村に吹く風は冷たく村の静けさは重たかった。六ヶ所村には、食糧増産の国策で満州引き揚げ者が入植した。太平洋から吹く「やませ」が冷夏を呼ぶこの村は、農業には向かず入植者は苦難を強いられた。農家の

稼ぎ手は出稼ぎで生計を維持した。学生時代、列車を共にした親父たちは、もしかすると六ヶ所の村民だったかもしれない。

1969年、そこに降ってわいたように「新全国総合開発計画」の一環として「むつ小川原開発」が飛び込んだ。ブローカーによる土地の買い占めが始まり地価は高騰した。多くの人々が、土地を手放し村を離れた。村に残るか残らないかの選択は、人々に何をもたらしたのだろうか。大金を元手に成功した者もいただろうが、多くは再び生活に行き詰まる結果となった。石油ショックでむつ小川原開発が行き詰まった中、国が提示したのは「高レベル放射性廃棄物再処理工場」建設計画だ。村を二分する騒ぎとなったが、結局1985年、六ヶ所村は誘致を決めた。以来40年近く経っても工場は完成しない。

私たちは、再処理に反対する。核燃サイクル計画に反対する。ウラン採掘から、原発、再処理、高レベル廃棄物処分、どこをとっても搾取の連続で、全ては六ヶ所村のような過酷な地域に押しつけられてきた。福井県若狭、福島県浜通り、国策が多くの人々を翻弄した。その歴史に寄り添うことなくして脱原発の運動はあり得ない。六ヶ所村でそう考えた。

（藤本 泰成）